

令和3年度 第6回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和3年9月22日（水） 午前9時から午前10時15分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
欠	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	欠	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

出	有馬 研一	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	鶴田 勉
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	出	立元 和揮	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	楠園 隆幸		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明
 かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

5 事務局職員

局 長 西迫 博
 次長兼農地係長 下原 隆二
 振興係長 井手口 剛
 主 査 池畑 信幸
 主 査 下仮屋 重博
 主 幹 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）
 主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）
 主任主事 柳井谷 晃志（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農用地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地利用（形質）変更届について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農地利用（形質）変更届の専決処分について

[その他]

- ・農業委員会の概要について
- ・農地中間管理事業について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 畠井 孝二 委員 ・ 西ノ原 敏男 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和3年度 第6回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和3年9月22日（水） 開会 午前9時 閉会 午前10時15分

鹿屋市役所7階大会議室

（開会）

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和3年度第6回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の、欠席は、寺下委員・榎原委員の2名です。

出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、森園委員が遅れて出席します。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号7番の島井委員と、8番の西ノ原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の池畑主査を指名します。

議長 これより議事に入ります。1頁、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第46号、1頁から41頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和3年9月24日です。合計面積は、13万6千270㎡、うち更新分6万4千33㎡、内訳、田1万4千256㎡、畑11万1千409㎡、樹園地1万605㎡です。利用権を設定する者42人、設定を受ける者32人です。始期は、いずれも令和3年10月1日です。期間は、1年、2年、2年4ヶ月、3年、5年、6年、6年6ヶ月、10年です。

次の3頁から25頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番は、設定期間が1年で、使用貸借権で新規設定。

次の2番から5頁、5番までは、設定期間が2年です。3頁2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、3番4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、5番は、賃借権で再設定。

次の6番と6頁7番は設定期間が2年4ヶ月です。5頁6番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、7番は、賃借権で新規設定。

次の8番から11頁16番までは、設定期間が3年です。6頁8番は、使用貸借権で新規設定。

次に、7頁、9番は、使用貸借権で新規設定。

次に、8頁、10番は、使用貸借権で新規設定。

次に、9頁、11番12番は、賃借権で再設定。

次に、10頁、13番、14番は、賃借権で再設定。

次に、11頁、15番、16番は、賃借権で再設定。

次に、12頁、次の17番から15頁22番までは、設定期間が5年です。12頁17番18番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、19番は、使用貸借権で再設定。20番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、21番は、賃借権で再設定。22番は、使用貸借権で再設定。

次に、15頁、次の23番から18頁28番までは、設定期間が6年です。15頁23番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。24番は、賃借権で再設定。

次に、16頁、25番は、賃借権で再設定。26番は、使用貸借権で再設定。

次に、17頁、27番と28番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、18頁、29番は、設定期間が6年6ヶ月で、賃借権で新規設定。

次の30番から25頁42番までは、設定期間が10年です。18頁30番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、31番は、賃借権で新規設定。32番は、使用貸借権で新規設定。

次に、20頁、33番34番、賃借権で新規設定。

次に、21頁、35番36番は、賃借権で新規設定。

次に、22頁、37番38番は、賃借権で新規設定。

次に、23頁、39番40番は、賃借権で新規設定。

次に、24頁、41番、42番は、賃借権で再設定。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3頁から25頁までの合計42件の利用権設定ですが、15頁、23番が鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

（福元副会長：退席）

15頁、23番について事務局の説明をお願いします。

井手口 　15頁の23番は、借人福元副会長が代表を務める法人が、賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　福元副会長に係る15頁、23番の6年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長の案件は、許可と決定いたしました。

次に、17 頁、27 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、徳田委員に退席をいただき審議します。

(徳田委員：退席)

17 頁、27 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 17 頁の 27 番は、貸人徳田委員が使用貸借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 徳田委員に係る 17 頁、27 番の 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(徳田委員：着席)

徳田委員の案件は、許可と決定いたしました。

次に、17 頁、28 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

17 頁、28 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 17 頁の 28 番は、借人入佐委員が、賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 17 頁、28 番の 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員の案件は、許可と決定いたしました。

次に、残りの 39 件です。ご異議ありませんか

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

議 長 次に、26 頁「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 所有権移転について、26 頁から 30 頁です。26 頁で説明します。

公告年月日は令和 3 年 9 月 24 日、合計面積は、1 万 6 千 34 m²です。うち、田 2 千 113 m²、畑 1 万 3 千 921 m²です。所有権を移転する者 6 人、所有権の移転を受ける者 5 人です。

次に 27 頁、1 番から 30 頁 7 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、所有権移転協議成立 7 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、31 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 中間管理権設定については、31 頁から 41 頁です。31 頁で説明します。

公告年月日は、令和 3 年 9 月 24 日です。合計面積は、6 万 8 千 895 m²で、うち、田 1 万 34 m²、畑 5 万 8 千 861 m²です。利用権を設定する者 18 人、利用権の設定を受ける者 14 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 3 年 10 月 1 日で、設定期間は 4 年 4 ヶ月、4 年 8 ヶ月、5 年、5 年 2 ヶ月、8 年 7 ヶ月、10 年です。

32 頁をご覧ください。1 番は、設定期間が 4 年 4 ヶ月で、使用貸借権。2 番は、設定期間が 4 年 8 ヶ月で、使用貸借権。

次に、33 頁、3 番 4 番は、設定期間が 5 年で、賃借権。

次に、34 頁、5 番は、設定期間が 5 年 2 ヶ月で、使用貸借権。6 番は、設定期間 8 年 7 ヶ月で賃借権。

次に、35 頁、次の 7 番から 41 頁 18 番までは、設定期間が 10 年です。35 頁 7 番、8 番は、賃借権。

次に、36 頁、9 番 10 番は、賃借権。

次に、37 頁、11 番 12 番は、賃借権。次に、38 頁、13 番 14 番は、賃借権。

次に、39 頁、15 番は、使用貸借権。16 番は、賃借権。

次に、40 頁、17 番は、賃借権。18 番は、使用貸借権。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、32 頁から 41 頁までの合計 18 件の中間管理権設定です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、42 頁、議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を

議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 47 号、42 頁から 46 頁です。今回は、所有権移転 20 件です。

初めに、42 頁です。1 番は、田 807 m²の売買です。2 番は、田 663 m²の売買です。3 番は、畑 1 千 808 m²の売買です。4 番は、田 839 m²の売買です。5 番は、畑 234 m²の贈与です。

次に、43 頁、6 番は、畑 1 千 37 m²の売買です。7 番は、畑 1 千 42 m²の売買です。8 番は、畑 987 m²の売買です。9 番は、畑 2 千 299 m²の売買です。10 番は、畑 2 千 200 m²の売買です。

次に、44 頁、11 番は、田 895 m²の売買です。12 番は、畑 2 千 104 m²の贈与です。13 番は、畑 1 千 534 m²の売買です。

次の 14 番から 46 頁の 20 番までは、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、44 頁、14 番から、46 頁、20 番までを西ノ原委員に、報告をお願いします。

西ノ原 議席番号 8 番の西ノ原です。去る 9 月 13 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、44 頁の 14 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には飼料を作付けするとのことでした。

次に、15 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には落花生を作付けするとのことでした。

次に、45 頁の 16 番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具は隣人から借り受ける計画でした。今回、取得する農地の隣に居宅を建築し、甘藷を作付けするとのことでした。

次に、17 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地にはスギ苗を作付けするとのことでした。

次に、18 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘藷を作付けし、さらに規模拡大を目指すとのことでした。

次に、19 番ですが、20 番も関連がありますので、併せて報告いたします。下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には経営する建設会社の従業員とともに甘藷及び米を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました 20 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、47 頁、議案第 48 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 48 号、47 頁です。令和 2 年 3 月に許可を受けたもので、当初の申請者がこの場所に一般住宅を建設する計画でしたが、事情により別の場所に変更となったため、今回、事業承継者が住宅を建築することになり、事業を承継して一般住宅を整備するものです。5 条申請 3 番と関連です。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありました、事業計画変更 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、48 頁、議案第 49 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 49 号、48 頁です。今回は 2 件となっています。1 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は、一般住宅、通路を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。以上です。

議 長 　　ただいま、説明がありました許可申請 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、49 頁、議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 50 号、49 頁から 54 頁です。今回は、21 件です。

49 頁をご覧ください。1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、一般住宅、カーポートを整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に 50 頁、4 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

5 番は、貸駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。

6 番は、アパートを整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。

7 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。

次に、51 頁、8 番は、牛舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

9番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。

10番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。

11番は、建売住宅、通路、車庫兼倉庫を整備するもので、農地区分は1の3です。

次に、52頁、次の12番から54頁21番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、52頁、12番から、14番までを畠井委員に、52頁、15番から、53頁、16番までを高田委員に、53頁、17番から、19番までを園田委員に、54頁、20番、21番を谷口委員に、報告をお願いします。

畠井 　議席番号7番の畠井です。去る9月10日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

　まず、52頁の12番ですが、申請地は申良商業高校の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、店舗・車庫及び駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

　次に13番ですが、申請地は玉山神社の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に自身が役員を務める法人への住宅工事等の貸資材置場を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

　次に14番ですが、申請地は田崎地区学習センターの西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業及び建設業を営む法人で、申請地に建売住宅（4棟）を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

　以上、12番から14番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

高田 　推進委員の高田です。去る9月10日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

　まず、52頁の15番ですが、申請地は南部学校給食センターの北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は県外の方で、帰省して申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産

性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に53頁の16番ですが、申請地は吾平中学校の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、15番、16番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

園田 議席番号5番の園田です。去る9月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、53頁の17番ですが、申請地は大隅湖の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断されます。申請者は市内で産業廃棄物処理業を営む法人で、申請地に自社で堆肥化した家畜糞尿を完熟肥料にするための堆肥舎を整備する計画です。施設が堆肥舎で農業用施設に該当することから、第1種農地の許可要件である「農業用施設等」に該当すると判断しました。なお、雨水排水対策が自然流下となっていることから、周辺農地に雨水が流出することのないように対策を強化するよう指導を行ったところ
です。

次に18番ですが、申請地は大浦町公民館の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第1種農地と判断されます。申請者は市内で電子部品の組み立て加工業を営む法人で、申請地に隣接する工場及び駐車場を拡張して新たな駐車場を整備する計画です。申請地の面積が931㎡で既存施設の面積2,796.66㎡の2分の1を超えないことから、第1種農地の許可要件である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。

次に19番ですが、申請地は柳浄水場の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は県外の方で、妻の実家に近い申請地に一般住宅及び山林を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、申請地の南側567㎡は傾斜地で道路との高低差が大きく、日照も不足し、耕作に不適なことから、山林とすることになった理由書が添付されております。

以上、17番から19番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を

及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

谷 口 推進委員の谷口です。去る9月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、54頁の20番ですが、申請地は上野町公民館の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は県外の方で、妻の実家に近い申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、申請地の南東側に64㎡の家庭菜園をつくる計画であることから、理由書が添付されています。

次に21番ですが、申請地は20番の隣接地で、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、申請地の南西側に64㎡の家庭菜園をつくる計画であることから、理由書が添付されています。

以上、20番、21番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました、許可申請21件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、55頁、議案第51号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第51号、55頁から61頁です。55頁で説明します。右下の表をご覧ください。

今回は6件で、畑7千417㎡です。次の56頁から61頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、55頁、3番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

55頁、3番について調査報告をお願いします。

田 中 議席番号9番の田中です。去る9月10日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計

画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

55 頁をご覧ください。3 番について、周辺図等は 58 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建築する計画です。申請地は下名小学校の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

議長 　　ただいま報告がありました 55 頁、3 番の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

(福元副会長：着席)

福元副会長の案件は、申請どおり許可意見と決定いたしました。

次に、調査がなされていますので、残りの 55 頁、1 番、2 番を田中委員に、4 番から、6 番までを西元委員に、報告をお願いします。

田中 　　議席番号 9 番の田中です。去る 9 月 10 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

55 頁をご覧ください。まず 1 番ですが、周辺図等は 56 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に建売住宅 10 棟を建築する計画です。申請地は旭原簡易郵便局の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 57 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地の隣に営業所を移設することに併せて、資材置場を整備する計画です。申請地は特別養護老人ホーム以和貴苑の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地の隣接地と併せて整備することから、許可基準の隣接地一体事業に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

西元 　　推進委員の西元です。去る 9 月 10 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

55 頁をご覧ください。まず 4 番ですが、周辺図等は 59 頁をご覧ください。農振除外の申

し出です。申請人は市内の方で、申請地に貸家1棟を建築する計画です。申請地は下名小学校の西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがなく、小集団の生産性の低い農地であり、外のいずれの要件にも該当しないことから、第2種農地です。申請地は第2種農地の、その他の農地に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、周辺図等は60頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に建売住宅4棟を建築する計画です。申請地は下名小学校の西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、周辺図等は61頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で申請地に建売住宅3棟を建築する計画です。申請地は下名小学校の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

議長 　　ただいま、残りの5件の説明、報告がありました。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、62頁、議案第52号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第52号、62頁です。今回は4件です。

1番は、山林で第1回総会の農振除外申請で審議済みです。

2番から4番まではすべて記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、62頁、2番から、4番までを中尾委員に、報告をお願いします。

中尾 　　推進委員の中尾です。去る9月13日、記載の2名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、62頁の2番ですが、申請地は、霧島ヶ丘公園の北西に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。大木等もあり周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は有武簡易郵便局の北に位置し、昭和年代から山林化していると

のことでした。大木等もあり周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 4 番ですが、申請地は鶴峰小学校の南西に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。大木等もあり周囲の状況から、20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告があった 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、63 頁、議案第 53 号「農地利用（形質）変更届について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 53 号、63 頁です。今回は 1 件で、田 2 筆、1140 m²です。すべて記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、泊委員に、報告をお願いします。

泊 　　議席番号 16 番の泊です。去る 9 月 8 日に、記載の委員と事務局で農地利用形質変更届に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

63 頁の 1 番ですが、申請地は串良総合支所の北に位置し、常時ぬかるみ湿田となっており、農業機械の使用も困難で耕作不能となっていることから、工事の掘削土を活用し 1.5m 程度の盛土を行うことで、農地としての利用を目指すとのことでした。周辺農地の地権者の同意もあり、盛土により隣接農地や道路に土砂が流出しないように排水に十分、留意することから、調査員としましては、形質変更は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　説明、報告がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので本件は受理と決定します。

次に、64 頁、議案第 54 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 54 号、64 頁から 65 頁です。今回新たに、譲渡希望が 64 頁、1 番から 5 番。

次に、賃貸借希望が 65 頁、1 番ですので、お目通しください。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議

長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

64 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を榎原委員と森園委員に、2 番を園田委員と徳田委員に、3 番を福元副会長と入佐委員に、4 番を畠井委員と西元委員に、5 番を田中委員と中尾委員にお願いします。

次に、65 頁、賃貸借希望の 1 番を寺下委員と持増委員にお願いします。

次に、66 頁、議案第 55 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

局長 それでは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明します。指針につきましては、8 月に素案を総会で示し、意見等を求めておりましたが、委員からは特にご意見もございませんでしたので、今回は、修正しておりません。指針では、1 遊休農地の発生防止・解消について、2 担い手への農地利用の集積・集約化について、3 新規参入の促進についての 3 点について具体的な数値目標と推進方法を定めております。本日、内容をご確認いただき、鹿屋市農業委員会の指針として、承認をいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議長 ただいま説明がありました。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、指針については、提案のとおり承認といたします。

次に、70 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

井手口 合意解約について、70 頁から 77 頁です。今回は 15 件で、これらは全て記載のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、70 頁から、77 頁までの 15 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、81 頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」報告いたします。対象の農地は、周囲の畑と高さが異なるため、150cm の盛土を行い、高さを合わせて牧草が作れるようにするものであり、工期が総会前の着手となっていたため、9 月 14 日に、川崎委員により現地調査を行い、専決処分したものです。この専決処分に対し承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

以上で、第6回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、事務局から何かありませんか。

次 長 令和3年度の農業委員会の概要ができましたので、ご活用をお願いします。今回は、農業委員会の関係例規は別冊にしてあります。なお、関係例規の目次の8番「鹿屋市農用地利用集積促進事業助成金交付要綱」については、利用権設定における助成金になりますが、令和3年5月申請分までが対象であり、まだ、支払いが完了していないため、今回までは掲載してあります。来年度からは廃止になりますので、お知らせいたします。以上です。

局 長 それでは、10月の調査委員を申し上げます。

10月13日、水曜日、4条・5条の調査が、田中委員、上穂木委員でございます。

10月13日、水曜日、農振調査が、田村委員、有馬委員でございます。

10月14日、木曜日、4条・5条の調査が、有村委員、森園委員でございます。

10月14日、木曜日、3条調査が、榎原委員、中牧委員でございます。

10月の総会は、10月22日、金曜日の9時からとなります。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

他にありませんか。ないようですので、これをもって令和3年度第6回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)